

国の緊急事態宣言の岐阜県追加に伴う市長メッセージ

このほど、国より、岐阜県を新型コロナウイルス感染症・緊急事態宣言の区域に指定する旨が、発表されました。これを受けて、県からの緊急事態対策が発表されました。期間は2月7日までです。

すでに、岐阜県では先週から県独自の対策を実施しており、飛騨市においてもこれに呼応した対策を行っておりますので、大きな変更はありませんが、一部追加となった内容を含め、改めて市民の皆さんへのお願いと市の対応をお伝えしたいと思います。

まず、飲食についてです。新型コロナは、飲食を通じて感染が広がるケースが極めて多くなっておりますので、その危険を避けるために、家族やパートナー以外の方々との長時間にわたる飲食、酒類の提供を伴う懇親会への出席、マスクなしで会話をするような飲食は自粛していただくようお願いいたします。また、夜の飲食につながるような会合への出席や開催も避けてください。

ランチや飲酒を伴わない会食をされる際、職場で複数の方と昼食を取られる際などは、食べたり飲んだりする時だけマスクを外す「マスク飲食」の徹底をお願いします。

岐阜県からは、全ての飲食店に対し、法律に基づく営業時間短縮の要請が出され、お店の営業は20時まで、さらに酒類の提供は11時から19時までに限ることとなりました。市内では、早く閉店されるお店が増えてきますので、ご承知おきください。

次に、外出についてのお願いです。不特定多数の方々と近くで接触するような場所へお出かけになることは可能な限り避けていただくようお願いいたします。これにより、外出を控えられる方も多くなると思いますが、医療機関への通院、食料や医薬品、生活に必要なものの買い出し、職場への出勤、屋外でのスポーツや運動、散歩、雪またじなど、生活や健康の維持に必要な外出や活動は差し支えありません。

県をまたぐ不要不急の移動も控えていただくようお願いいたします。特に緊急事態宣言が発令されている東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、栃木県への移動は基本的に自粛してください。

さらに、市の施設の閉館時間も短縮いたします。体育館等のスポーツ施設、公民館、温浴施設等は20時で閉館とし、これら施設を使った行事や市民活動、催し等も20時で終えていただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、小中学校、放課後等児童クラブ、保育園、子育て支援センター、放課後等デイサービスは通常通り運営します。医療機関、社会福祉施設、老人福祉施設も通常通りです。

中学校の部活動については、対外試合（公式試合）に参加する場合は主催者が定める感染防止対策を徹底し、他校との合同練習や練習試合は実施しないことといたします。また、スポーツ少年団の活動については、上部団体からの通知があるまで、対外試合（公式試合）に参加する場合は主催者が定める感染防止対策を徹底し、他団体との合同練習や練習試合は自粛していただくこととなります。

また、宿泊施設向けに行っている宿泊応援キャンペーンや飛騨市 Go to Ski キャンペーンについては、対象を飛騨市民のみに限定します。小中学生の皆さんに向けたリフト券の無料措置は現在のとおり継続します。

以上が緊急事態宣言により、県からの要請を受けた飛騨市の対応です。

市民の皆さまにおかれては、過度に恐れることなく、これまで通りの感染対策を行いつつ、日常の生活を送っていただくようお願いいたします。

特に、自分が仮に感染していても人にうつさないようにするためのマスクの着用を徹底するとともに、手についたウイルスを自分の体に入れないようにするために、手洗いや手指消毒の徹底も改めてお願いします。アルコールで手を消毒される際には、特に利き手の親指、人差し指、中指を重点的に消毒することを忘れないようにしてください。

また、「三つの密」、つまり密閉され、息がかかるような近い間隔に多くの方が集まるような場所で、マスクなしでお話ししたり、大きな声を出したりするようなことは避けるようにしてください。空気中のウイルスを外に出すための部屋の換気も心がけてください。

先が見えない状況が続いていますが、大事なことはお一人おひとりが感染を防止するための取り組みを行い、感染を広げないようにすることです。不便なことも多く、ストレスの溜まる生活が続きますが、ご一緒に頑張っこの困難な時期を乗り越えていきましょう。

よろしくお願いいたします。

令和3年1月14日

飛騨市長 都竹 淳也